

**福島イノベーション・コースト構想情報発信事業
公募型企画プロポーザル募集要項**

1 委託する業務名

福島イノベーション・コースト構想情報発信事業

2 委託業務の目的

福島イノベーション・コースト構想（以下「構想」という。）の取組状況を的確かつ効果的に発信し、企業、大学、研究機関等や将来の担い手となる次世代人材への構想の認知度を高め、参画を促進することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和4年3月18日（金）まで

4 委託費の上限

27,500,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

5 委託業務の内容

(1) 動画の制作

2種類の動画を制作する。

①企業向け

i) ターゲット層

首都圏、中部地方、東北地方に拠点を有する、構想の主要プロジェクトに関係する中小企業及び技術力の高いベンチャー企業の管理職。

ii) 動画制作の目的

ターゲットが浜通り地域等（※1）での活動（※2）に興味を持ち、構想に関する詳細な情報を得てみようというきっかけにつなげること。

(※1) 浜通り地域等

福島県いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村の15市町村

(※2) 活動

研究所、事務所など拠点の設置、工場立地、浜通り地域等の企業との取引、福島ロボットテストフィールドの活用、実証試験の実施、

企業研修の実施等。

iii) 動画の内容

- ・ 構想の概要紹介
- ・ 研究開発環境の紹介（福島ロボットテストフィールド、福島水素エネルギー研究フィールド等）
- ・ 産業集積の状況紹介（ロボット、エネルギー、環境技術等の先端産業の集積等）

②次世代人材向け

i) ターゲット層

浜通り地域等における産業の担い手として期待する首都圏及び東北地方に居住する18歳から35歳までの若者。

ii) 動画制作の目的

自分が就職しても良いと思う浜通り地域等の企業を調べるきっかけとなることを目的とする。

iii) 動画の内容

- ・ 構想の概要紹介
- ・ 企業の取組紹介
- ・ 生活環境紹介（交通、買物施設、趣味（例えばサーフィン、サイクリング、マラソン、キャンプ等）

注)

- ・ 動画の本数及び長さについては自由とする。なお、福島イノベーション・コースト構想推進機構（以下「機構」という）WEBの既存動画も素材に活用することが望ましい。
- ・ 視聴者が構想の概要を短時間（15～30秒程度）で理解できる導入部にあたる動画を「①企業向け」及び「②次世代人材向け」で各1本を制作することを必須要件とする。
- ・ 機構YouTube等に掲載するために必要な動画編集、データ変換作業等を行うこと。

(2) 動画の効果的な配信

ターゲット層に効果的に情報が届き、委託業務の目的を達成できるよう動画を配信すること。なお、機構において想定している配信方法は以下のとおりであるが、より効果的と思われる場合は下記に代えて提案してもよい。

①企業向け

ターゲット層がよく閲覧する WEB ページでの記事、動画掲載やターゲットがよく閲覧する場所のデジタルサイネージを活用した動画配信。

②次世代人材向け

YouTube での動画配信やターゲットがよく閲覧する SNS を活用した動画配信。

注)

- ・ 視聴者を機構 WEB に誘引する効果的な手法を提案すること。
- ・ 事業の効果を測定し、随時報告するとともに、分析し、必要に応じ配信方法の改善を図ること。

(3) ランディングページの制作

視聴者が機構 WEB にアクセスした際、求める情報を容易に取得できるよう、ランディングページを制作すること。

(4) 実績報告書の作成

6 応募資格

プロポーザルに参加する者は、以下の要件のいずれも満たす者とする。

- (1) 本事業の目的に沿った事業が実施できる法人格を持つ団体であること。
- (2) 規約等を持ち総会や理事会等で団体の意思決定ができ、財産管理の方法が明確であること。
- (3) 提案資料の受付期間において、福島県が行う工事若しくは製造の請負、庁舎等維持管理業務の委託、物品の買入れ又は修繕の契約の入札について、指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 提案資料の受付期間において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く）であること。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう）または暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう）もしくは暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下これらを「暴力団員等」という）でないこと。

(6) 次のいずれにも該当しない者であること。

- ① 暴力団、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- ④ 暴力団員等に対して資金を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- ⑥ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

7 質問等の受付

当プロポーザルの募集要項についての質問を、以下により受け付ける。

(1) 受付期間

令和3年6月9日(水) 17:00まで(必着)

(2) 提出方法

「質問書」(様式第2号)を公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構(以下「機構」という)交流促進部に電子メールにより提出すること。電子メールにて送付した場合は、電話にて送付した旨を報告すること。なお、電話による質問の受付は行なわない。

(3) 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、令和3年6月11日(金)17:00までに機構ホームページに掲載する。(個別の回答はしない。)

8 参加表明書の提出

企画プロポーザルに参加する意思のある者は、「参加表明書」(様式第1号)を以下により提出すること。なお、この提出がない者の企画提案は受け付けない。

(1) 提出期限 令和3年6月15日(火)17:00(必着)

(2) 提出方法 事務局まで郵送又は持参

※持参による提出の受付時間 平日8:30~17:00

9 企画提案書等の提出

企画プロポーザルに参加する意思のある者は、「参加表明書」(様式第1号)の提出を行った上で、企画提案書等を以下により提出すること。

- (1) 提出期限 令和3年6月18日(金) 17:00(必着)
- (2) 提出方法 事務局まで郵送又は持参
※持参による提出の受付時間 平日8:30~17:00
- (3) 企画提案書等
 - ① 企画提案書(様式任意。ただし、日本工業規格A4判とする。)
 - ② 事業経費積算書(様式任意。ただし、日本工業規格A4判とする。)
 - ③ 団体概要(様式第3号)
 - ④ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書(様式第4号)
- (4) 提出部数
 - ①~③ 10部(正本1部、副本9部)
 - ④ 1部(正本1部)

10 企画提案書等の内容

- (1) 動画の制作
 - ・制作する動画の構成案(テーマ、タイトル及び内容等)
 - ・制作する本数
- (2) 動画の効果的な配信
 - ・効果的な配信方法(内容、回数等)
 - ・動画閲覧者の機構WEBへの誘引方法
 - ・各媒体での広告効果(広告効果の分析方法や分析結果を踏まえた施策の方向性の反映方法について説明すること。)
- (3) ランディングページ制作
 - ・ランディングページの構成及びデザイン案
- (4) その他
 - ・業務実施体制(動画作成に当たっての事業者との調整方法を含む。)
 - ・業務スケジュール

11 プレゼンテーションの実施

- (1) 日時 令和3年6月22日(火) 午後予定
※詳細な時間は、参加者が決定次第通知する。

(2) 開催場所：機構内会議室（福島市中町ビル6階）（予定）

(3) プレゼンテーションの方法

- ・ 出席者は1社3名以内とする。
 - ・ 内容は、企画提案書の説明、審査委員からの質疑とする。
 - ・ 説明時間は20分、質疑時間は10分、計30分程度とする。
- ※参加者数により調整することがある。

1.2 審査及び結果の通知

(1) 審査基準及び配点

審査項目	配点	評価基準
動画制作	40	<ul style="list-style-type: none">・ 構想に対する認知度・関心度を向上させ、構想への参画促進に繋がる企画内容か。・ 動画の構成は提示した業務内容を満たすとともに、ターゲット層への訴求に効果的なものか。・ 動画制作の必須条件としている、構想の概要を短時間で紹介する動画の企画がなされているか。・ より効果的と思われる独自の工夫がなされているか。
動画配信	30	<ul style="list-style-type: none">・ 配信方法は、ターゲット層への訴求に効果的なものか。・ 効果の分析方法や分析結果が適切で取りうる施策への反映方法は効果的なものか。・ より効果的と思われる独自の工夫がなされているか。
ランディングページの制作	10	<ul style="list-style-type: none">・ 利用者にとって見やすく、利用性の高い構成、デザインとなっているか。・ デザインは機構WEBのイメージを損なわないものになっているか。
業務実施体制及び作業スケジュール等	10	<ul style="list-style-type: none">・ 十分な業務実施体制となっているか。・ 適切なスケジュールとなっているか。
経費	10	<ul style="list-style-type: none">・ 企画内容に対して妥当な見積額か。また、制作費、広告費のバランスは妥当か。

(2) 結果の通知

審査結果は、プロポーザル審査参加者全員に通知する。

1.3 スケジュール

令和3年6月 9日 (水) 17:00 まで	質問書の提出期限
令和3年6月 11日 (金)	質問書への回答
令和3年6月 15日 (火) 17:00 まで	参加表明書の提出期限
令和3年6月 18日 (金) 17:00 まで	企画提案書等の提出期限
令和3年6月 22日 (火)	プレゼンテーション実施日
令和3年6月下旬予定	審査の結果発表及び通知
令和3年6月下旬予定	契約

1.4 留意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる場合がある。

- ア 提出期限を過ぎて書類が提出された場合
- イ 提出書類に虚偽の内容の記載がされていた場合
- ウ 提出書類に不備があった場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 参加表明書の提出期限から当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者又は役員が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合
- カ 本実施要領に違反すると認められる場合
- キ その他、福島県が予め指示した事項に違反した場合

(2) 複数提案・再提出の禁止

プロポーザル参加者は、複数の企画書の提出、差替え及び再提出をすることはできない。

(3) 辞退

参加表明書(様式第1号)を提出した後に辞退する際には、辞退届(任意様式)を提出すること。

(4) 費用負担

プロポーザル参加に要する経費等は、参加者の負担とする。

(5) 権利

- ア 本成果品の著作権は、翻案権、映画化権その他の翻案権を含む(著作

権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む) 全ての著作権が機構に譲渡され、期間を定めず機構に利用許諾がなされるものとし、提案者は著作者人格権の行使をしないものとする。また、成果品の部分を構成する著作物(イラスト・写真等)についても原則として同様の扱いとし、必要に応じて協議するものとする。

イ 本成果品は、機構が適当と認めたウェブサイト、イベント、各種メディア、デジタルサイネージ等での公開を行う場合がある。機構が二次使用するにあたり、第三者の有する著作権、その他の権利を侵害することのないよう、制作にあたっては必要な許諾を得ること。

(6) その他

ア 参加者は、参加表明書(様式第 1 号)の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。

イ 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。

ウ 提出された企画提案書は参加者に無断で使用しないものとするが、審査作業に必要な範囲において複製を作成する場合がある。

エ 提出された企画提案書等は返却しない。

オ 提出された企画提案書等に係る第三者からの公文書開示請求に関しては、参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、開示しない。

1 5 事務局

公益財団法人 福島イノベーション・コースト構想推進機構

交流促進部 交流促進課 阿部

〒960-8043 福島県福島市中町 1 番 19 号 中町ビル 6 階

TEL : 024-581-6893

FAX : 024-581-6898

E-mail : n.abe@fipo.or.jp